

審 査 基 準

令和7年7月9日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の11第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の11第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：○ 神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課に申請した場合は、申請の当日中 ○ 警察署に申請した場合は20日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課又は、神奈川県内の警察署（横浜水上警察署を除く。）に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課 （電話 045-365-3111） 免許申請係 内線253 免許作成係 内線262
備 考：